

# NEWS RELEASE

平成 26 年 7 月 17 日  
一般社団法人 信託協会

## 信託の活用に関する調査結果について

一般社団法人 信託協会（会長 中野 武夫）では、「平成 27 年度税制改正に関する要望」において、教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化等および事業承継・資産承継における信託の活用に関する要望を提言しております。

今般、その一助とするべく、教育資金贈与信託の利用者を対象としたアンケート調査（調査実施機関：信託協会）および、相続・贈与・教育資金贈与信託に関する意識調査（調査実施機関：㈱日経リサーチ）を実施いたしましたので、その結果を公表いたします。

なお、調査結果の概要は、別添のとおりです。

以 上

本件に関する照会先：

一般社団法人 信託協会

総務部（広報担当） 兼田

企画室 松永・山崎

電話 03-3241-7130



一般社団法人

信託協会

## ■教育資金贈与信託に関する受益者向けアンケート調査

本調査は、教育資金贈与信託の利用者（受益者の親権者）を対象に、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行が実施した調査結果を一般社団法人信託協会が集計したものです。

調査の結果、教育資金贈与信託は、子どもの教育機会の充実に資するとともに、世代間の資産移転により、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化にも寄与する効果があることを確認できました。

### <調査概要>

調査対象：教育資金贈与信託の利用者（受益者の親権者） 調査方法：アンケート調査  
送付数：49,945件 回収数：14,156件（回収率：28.3%）

### <子どもの教育について考える機会>

- ・ 考える機会が増えた・考えるきっかけとなった ⇒ 70.3%

### <教育費にかかる家計負担>

- ・ かなり軽減・多少軽減された（軽減されることが期待できる） ⇒ 95.3%

### <贈与された資金の利用意向（複数回答）>

- ・ 大学・短期大学・高等専門学校 ⇒ 82.7%
- ・ 塾・予備校費用 ⇒ 53.2%
- ・ 高等学校の学費 ⇒ 52.8%

### <将来の選択肢の広がり・教育機会の実現性への影響>

- ・ 大いにある・多少ある ⇒ 92.5%

### <教育費負担の軽減による資金の利用（複数回答合計）>

- ・ 消費に充てたい・将来に備えて増やしたい ⇒ 82.9%
- ・ 子どもにさらに充実した教育を受けさせたい ⇒ 67.5%

◆教育資金贈与信託の利用により、「子どもの教育について考える機会が増えた」「考えるきっかけとなった」との回答は約7割、「教育費に係る負担が軽減された」「将来の選択肢が広がった」との回答は9割以上となり、非常に高い結果となった。

◆贈与された資金の利用については、8割以上が、大学など高等教育の学費に充てると回答している。

◆教育費の負担軽減の結果、「子どもにさらに充実した教育を受けさせたい」との回答が約7割あるほか、「消費に充てたい・将来に備えて増やしたい」との回答も計8割以上あり、経済活性化効果も明らかとなった。

## ■相続・贈与・教育資金贈与信託に関する意識調査

本調査は、一般社団法人信託協会が株式会社日経リサーチに委託のうえ、40歳以上の既婚者で子どもがいる方を対象に、相続・贈与および教育資金贈与信託に関する意識調査を行ったものです。調査の結果、相続・贈与に関する調査結果では、相続財産を受取る可能性のある人は全体の半数近くに達し、このうち半数は相続対策の必要性を感じていることを確認できました。

また、教育資金贈与信託に関する調査結果では、今後利用を検討したいとの回答が4割以上となっており、今後も本商品の利用がさらに進む余地が見込まれることを確認できました。

### <調査概要>

調査対象：40歳以上の既婚者で子どもがいる方      調査方法：インターネット調査  
サンプル数：20,200件      回収数：3,927件（回収率：19.4%）

### 【相続・贈与に関する意識調査】

#### <今後、相続財産を受け取る可能性>

- ・ 受け取る可能性がある      ⇒ 45.2%

#### <相続対策実施の有無（対象：相続財産を受け取る可能性のある方）>

- ・ 相続対策をしてもらっている      ⇒ 19.8%

#### <相続対策の必要性（対象：相続財産を受け取る可能性のある方）>

- ・ 感じている      ⇒ 50.9%

### 【教育資金贈与信託に関する意識調査】

#### <教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度の認知度>

- ・ 知っていた      ⇒ 56.3%

#### <教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度の利用意向>

- ・ いますぐに・時期が来れば利用（検討）したい      ⇒ 41.9%

#### <教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度の継続意向>

- ・ 期限を撤廃していつでも使える制度にしてほしい      ⇒ 29.9%

◆相続財産を受け取る可能性のある方は全体の約45%と半数近く、そのうち約半数は「相続対策が必要」と考えているが、実際に相続対策を実施している方は約2割にとどまることが確認された。

◆教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度については、半数以上が「知っていた」と回答し、今後利用（検討）したいとの回答が4割以上あった。また、本制度の適用期限（平成27年度12月末）については、「期限を撤廃していつでも使える制度にしてほしい」との回答が約3割あった。



---

# 教育資金贈与信託に関する 受益者向けアンケート調査結果

平成26年7月

一般社団法人 信託協会

---

Trust Companies Association of Japan

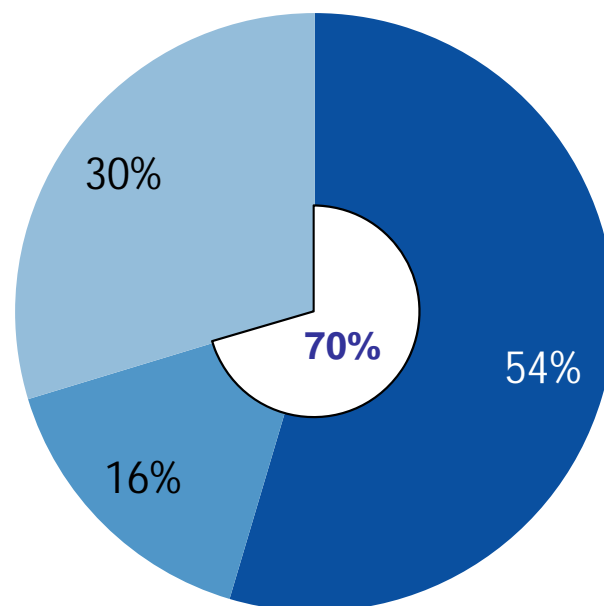
## アンケート結果概要

- ・「教育資金贈与信託に関する受益者向けアンケート調査」は、利用者(受益者の親権者)を対象に、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行が実施した調査結果を一般社団法人信託協会が集計したものです。(送付49,945件、回答14,156件(回収率28%))
- ・利用者の**7割**の方が、教育について「考える機会が増えた」「考えるきっかけになった」と回答しています。
- ・また、利用者の**9割以上**の方が、本制度の利用により「教育費に係る負担が軽減された」「将来の選択肢が広がった」と回答しています。
- ・贈与された資金の利用については、**8割以上**の方は、大学など高等教育の学費に充てると回答しています。
- ・教育費の負担軽減の結果、「お子さまにさらに充実した教育を受けさせたい」との声が**約7割**あるほか、買い物等も計3割以上あり、経済活性化効果も明らかとなりました。
- ・「領収書等の記載事項簡略化」など、制度改善を希望する声も約6割あります。

# 1. 意識調査

利用者の7割が教育について「考える機会が増えた」「考えるきっかけになった」と回答

Q1.この商品の利用によって、お子さまの教育について考える機会が増えましたか？

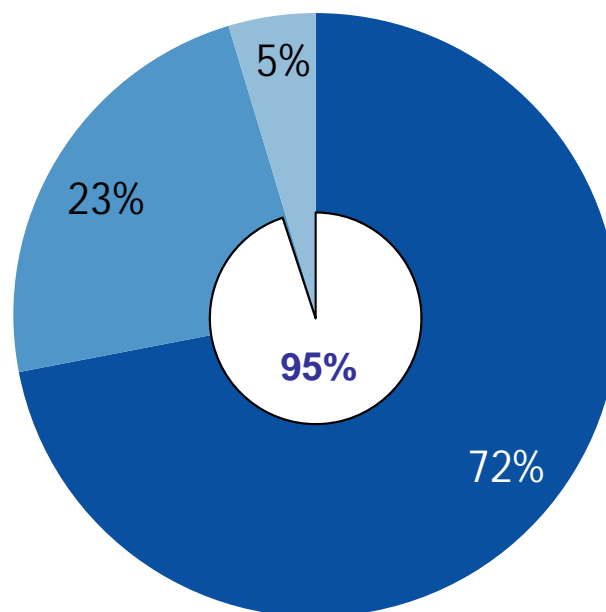


- この商品の利用をきっかけに考える機会が増えた
- まだ子供が小さい等の理由で具体的には考えていないが、考えるきっかけにはなった
- あまり変わらない

# 1. 意識調査

利用者の9割以上が「教育費に係る負担が軽減された」と回答

Q2.この商品の利用によって、教育費に係る家計のご負担が軽減された、または、今後のご負担が軽減されること(心理的な不安の軽減も含む)が期待できますか？

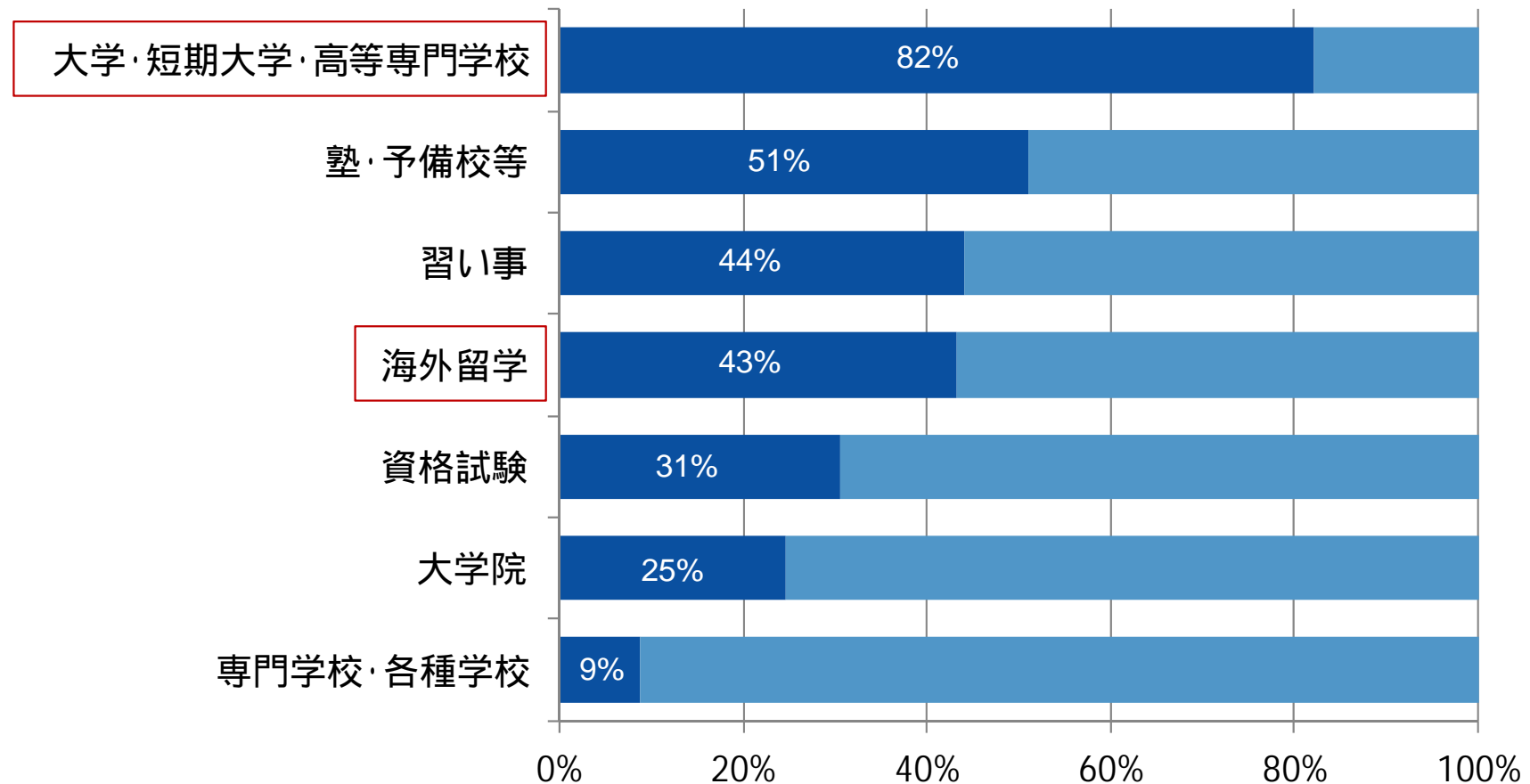


- かなり軽減された、または、かなり軽減されることが期待できる
- 多少軽減された、または、多少軽減されることが期待できる
- あまり変わらない

## 2. 教育機会の提供

利用者の約8割は大学等への教育機会提供を予定、「海外留学」も4割以上あり

Q3. 今後、お子さまにどのような教育機会を提供してあげたいと思いますか？ (複数回答可)

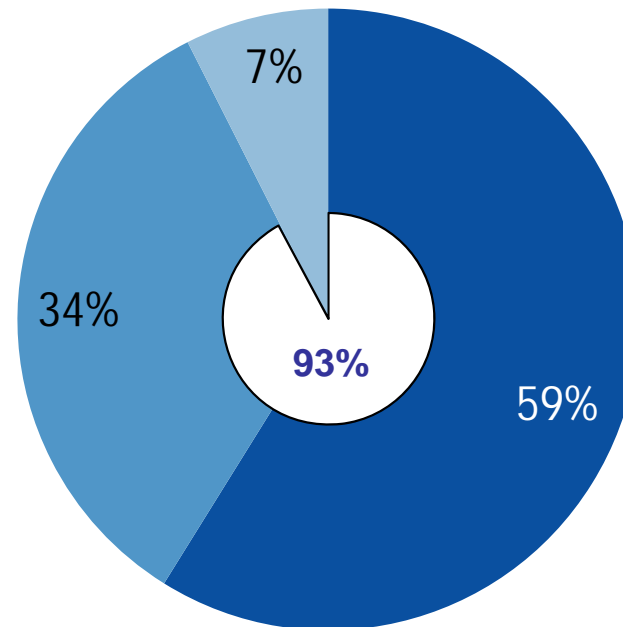




## 2. 教育機会の提供

利用者の9割以上が「将来の選択肢が広がる」「教育機会の実現性が高まる」と回答

Q4.お子さまへの教育機会の提供(Q3.)をご検討する際に、この商品を通じた教育費用の援助を受けることによって、将来の選択肢が広がる、または、教育機会の実現性が高まるなどの影響はありますか？

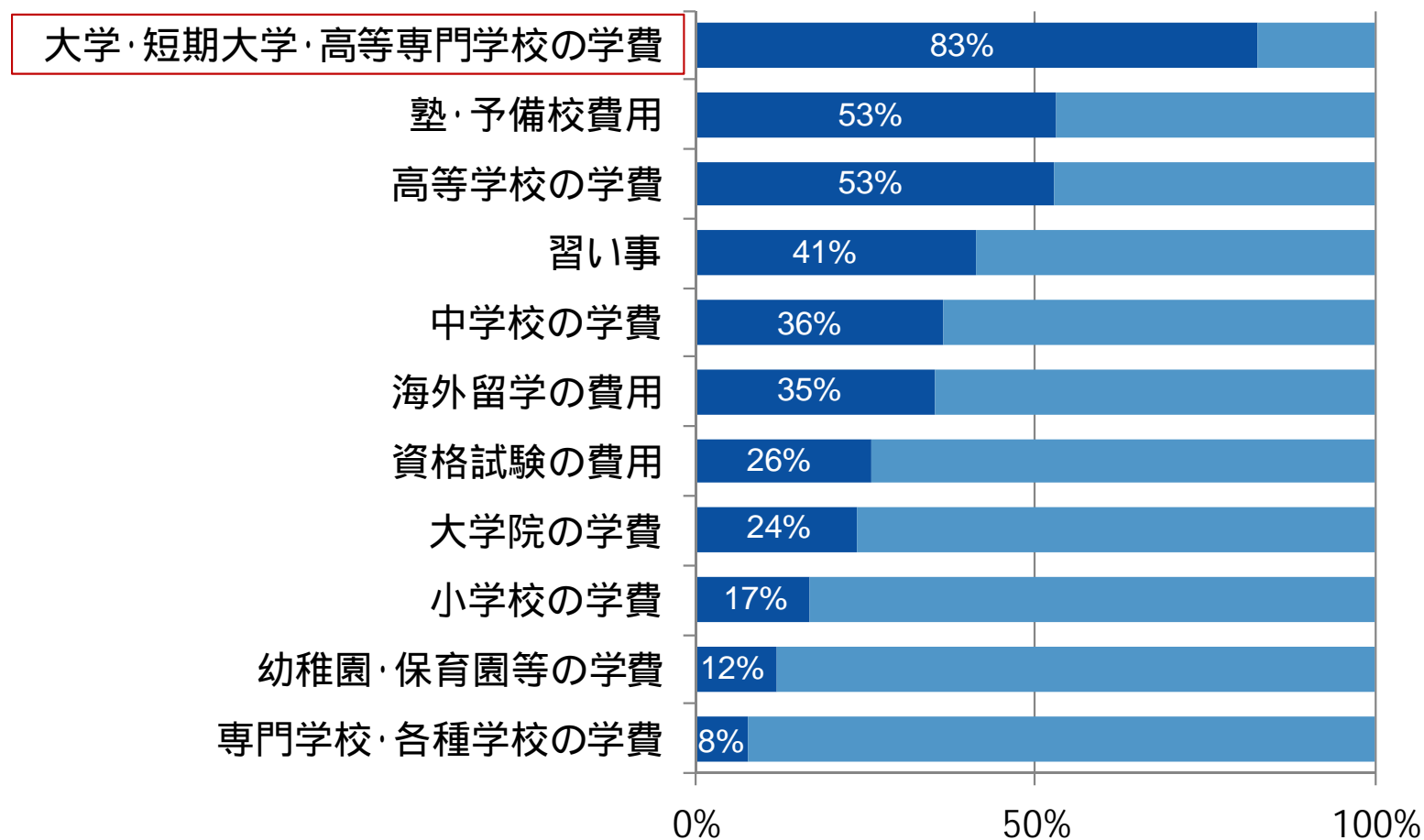


■ 大いにある ■ 多少ある ■ あまりない

### 3. 資金の利用

利用者の約8割は「大学等の学費」に利用と回答  
塾予備校、高等学校がそれぞれ約5割

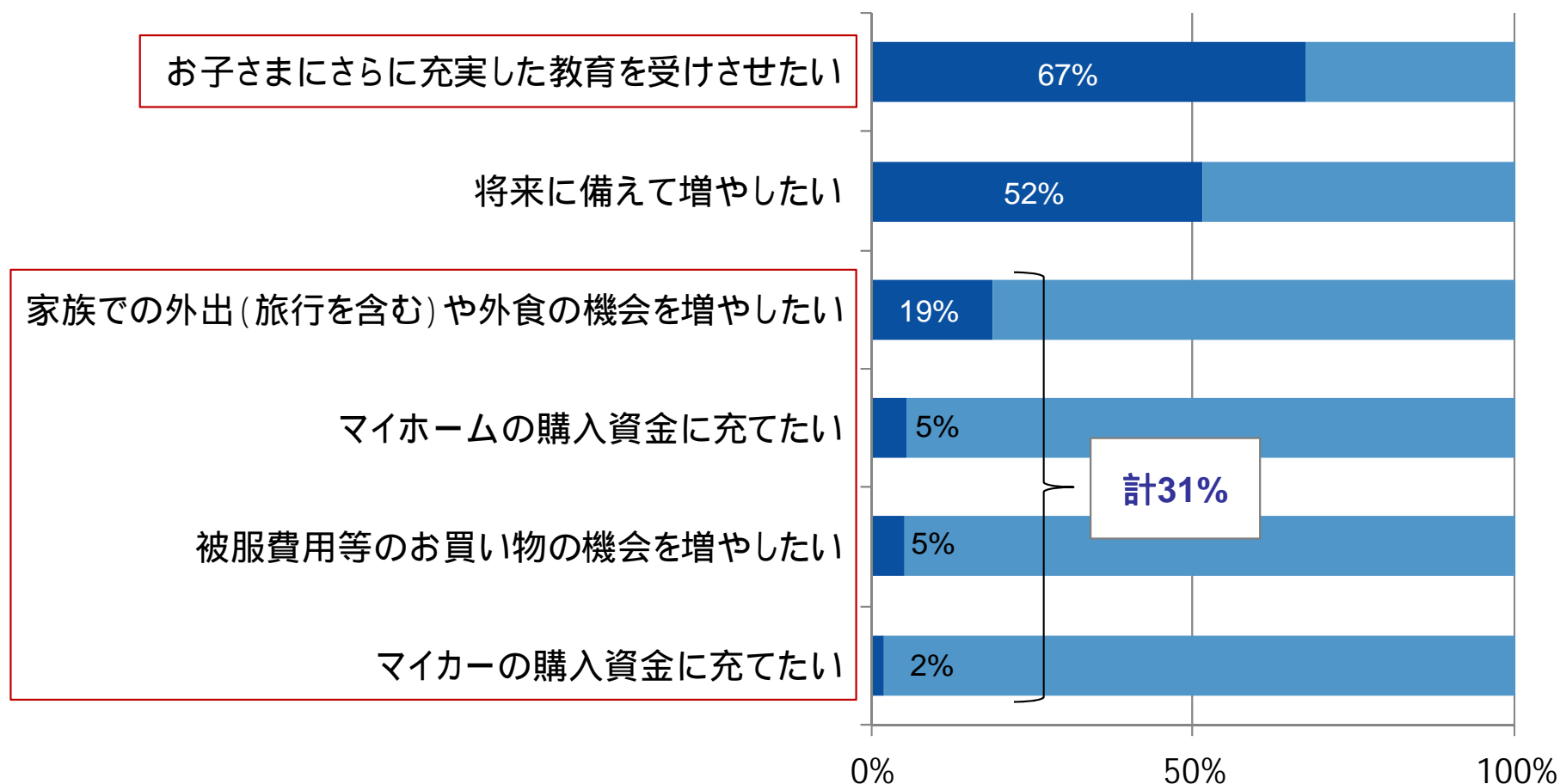
Q5. 今後この商品(のご資金)をどのようなことに利用したいと考えていますか？(複数回答可)



### 3. 資金の利用

教育費の負担軽減により、約7割は「さらに充実した教育を受けさせたい」と回答  
買い物等も合計約3割あり

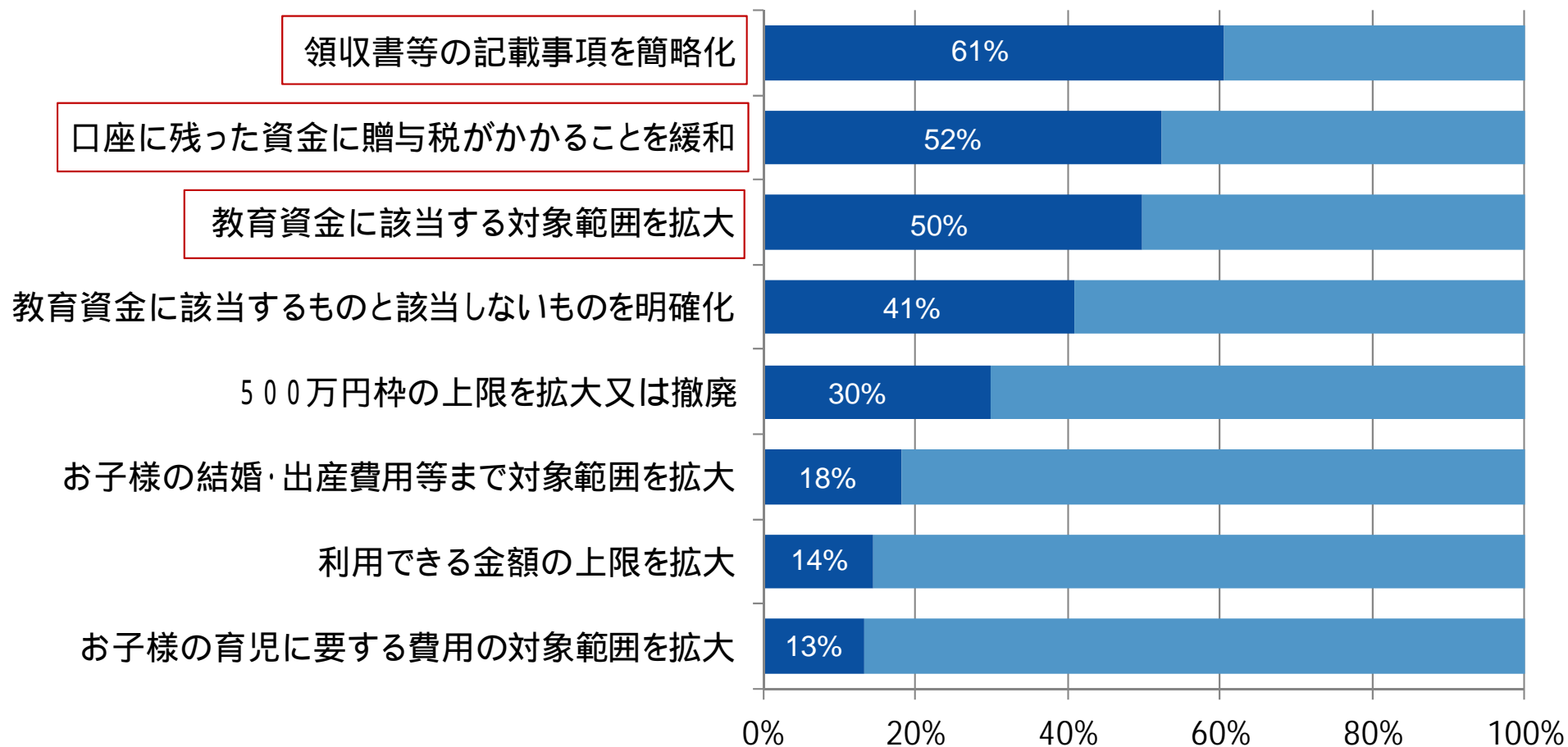
Q6.(Q2.で または を選択された方に質問します)教育費の負担が軽くなった分をどのように  
利用したいと思いますか？(複数回答可)



## 4. 改善期待

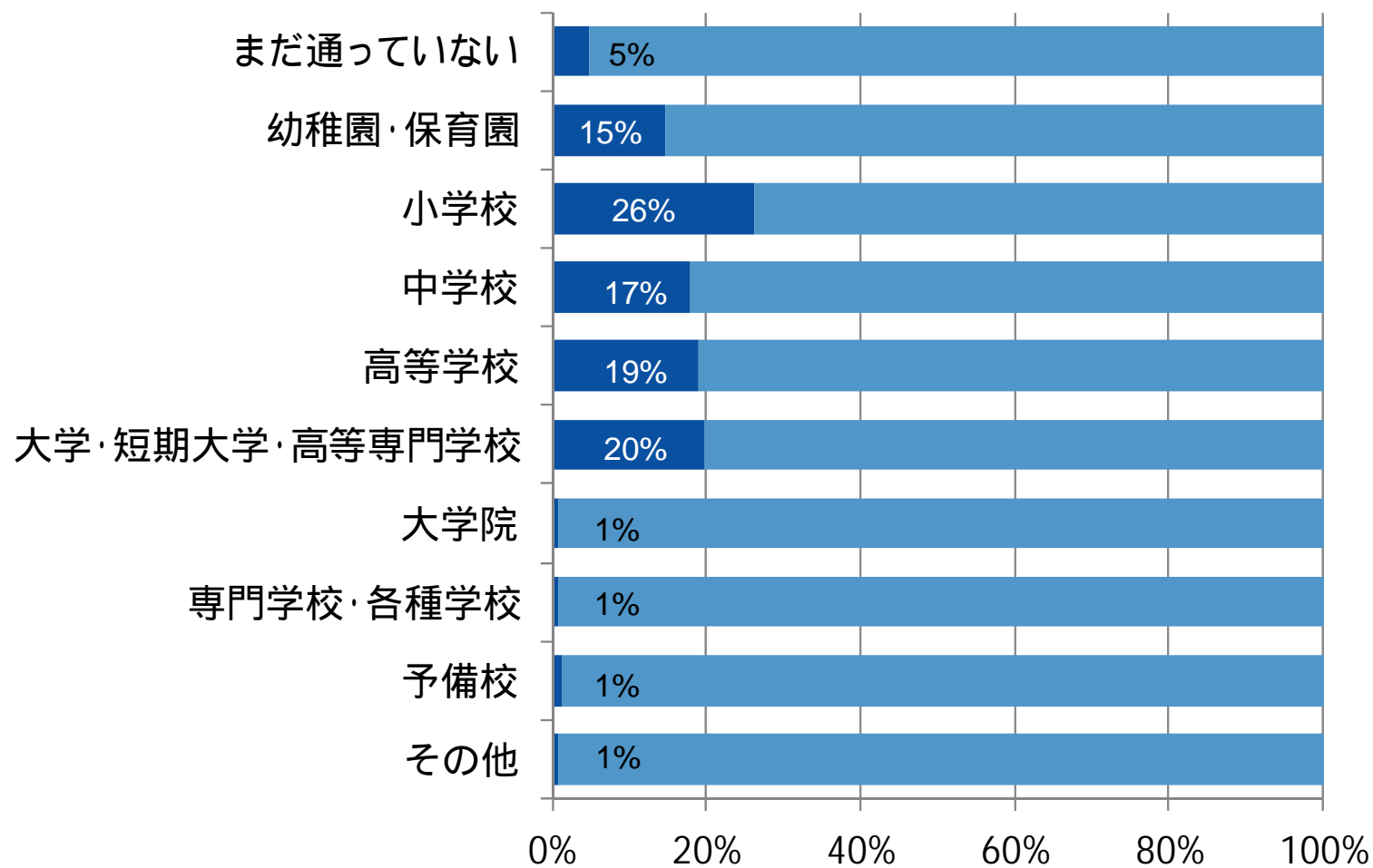
6割が「領収書記載事項簡略化」を希望  
「残った資金への贈与税緩和」「対象範囲の拡大」も5割あり

Q7.この商品(制度)について、改善して欲しいと思う点は何ですか？(複数回答可)



## 5. その他

Q8.現在お子様が通われている学校について教えてください。



相続に関する意識調査  
調査結果報告書

2014年7月



## 調査概要

---

|         |   |
|---------|---|
| 調査方法    | インターネット調査                                       |
| 調査目的    | 相続対策の実態、相続税・贈与税改正論への意識・関心などを把握し、今後の施策作りへの一助とする。 |
| 調査対象者   | 40歳以上の既婚者でお子様がいる方                               |
| サンプルソース | 日経リサーチインターネットモニター                               |
| 調査実施期間  | 2014年5月23日(金)～27日(火)                            |
| 調査地域    | 全国  |
| サンプル数   | 設定数:20,200s、回収数:3,927s(回収率:19.4%)               |
| 調査主体    | 株式会社 日経リサーチ                                     |

※なお、スコアは国勢調査(平成22年)の性別、年代の構成比に合わせて補正を行っている。

## 相続税と贈与税の改正についての解説

調査時に提示した税制改正の動きの解説は以下のとおりです。

### 「相続税改正の動き」の解説

相続税は、配偶者や子など(相続人)が、亡くなられた人(被相続人)の財産を相続などにより取得した場合に、それらの財産の価額をもとに課される税金です。相続税については、2015年(平成27年)より課税が強化されることになります。

(例)基礎控除(相続財産の合計額から控除できるもの)の見直し

|           | 2014年12月末まで          | 2015年1月以降          |
|-----------|----------------------|--------------------|
| 定額控除      | 5,000万円              | 3,000万円            |
| 法定相続人比例控除 | 1,000万円に法定相続人数を乗じた金額 | 600万円に法定相続人数を乗じた金額 |

(例)法定相続人が2人の場合(配偶者(妻)と子ども1人の場合)  
【基礎控除額(相続税が発生する金額)】

改正前(2014年まで)・・・5,000万円+1,000万円×2人=7,000万円

改正後(2015年以降)・・・3,000万円+600万円×2人=4,200万円

つまり、改正前は相続財産が4,200～7,000万円の場合は

非課税でしたが、改正後は課税対象となります。

### 「贈与税改正の動き」の解説

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した者(原則として個人)に対し、それらの財産の価額をもとに課される税金です。

贈与税については、2015年(平成27年)より課税が緩和されることになります。

(例)20歳以上の者が直系尊属(父母・祖父母等)から贈与により取得した財産に係る贈与税率

| 2014年12月末まで       |     | 2015年1月以降         |     |
|-------------------|-----|-------------------|-----|
| 基礎控除(110万円)後の贈与価額 | 税率  | 基礎控除(110万円)後の贈与価額 | 税率  |
| 200万円以下           | 10% | 200万円以下           | 10% |
| 300万円 //          | 15% | 400万円 //          | 15% |
| 400万円 //          | 20% | 600万円 //          | 20% |
| 600万円 //          | 30% | 1,000万円 //        | 30% |
| 1,000万円 //        | 40% | 1,500万円 //        | 40% |
| —                 |     | 3,000万円 //        | 45% |
| 1,000万円超          | 50% | 4,500万円 //        | 50% |
| —                 |     | 4,500万円超          | 55% |



## 教育資金贈与税非課税制度についての解説

調査時に提示した教育資金贈与税非課税制度についての解説は以下のとおりです。

### 「教育資金贈与税非課税制度」についての解説

～教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について～

- 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。  
この資金について、子・孫ごとに1,500万円(※)までを非課税とする制度  
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 2013年(平成25年)4月1日から2015年(平成27年)12月31日までの3年間の措置

<利用できる資金用途の例>

(1) 学校等に対して直接支払われる以下の金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

<「学校等」とは>

- ・ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
- ・ 外国の教育施設  
[外国にあるもの]その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本法人学校、私立在外教育施設  
[国内にあるもの]インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)、外国人学校(文部科学大臣が高校相当として指定したもの)、  
外国大学の日本校、国際連合大学
- ・ 認定こども園又は保育所 など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

<イ 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教育など)に直接支払われるもの>

- ③ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④ スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- ⑤ ③の役務提供又は④の指導などで使用する物品の購入に要する金銭

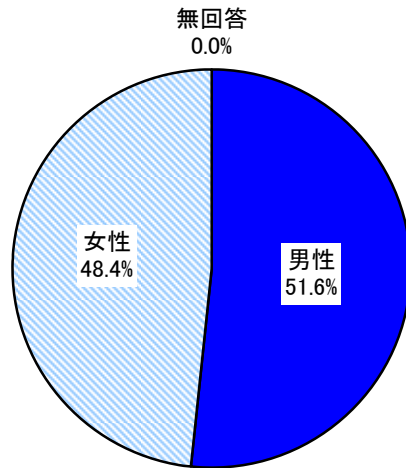
<ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの>

- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

# 回答者プロフィール①

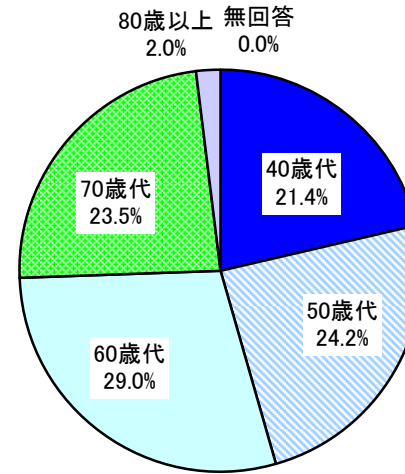
## F1.性別

(N=3927/WN=3927)



## F2.年齢

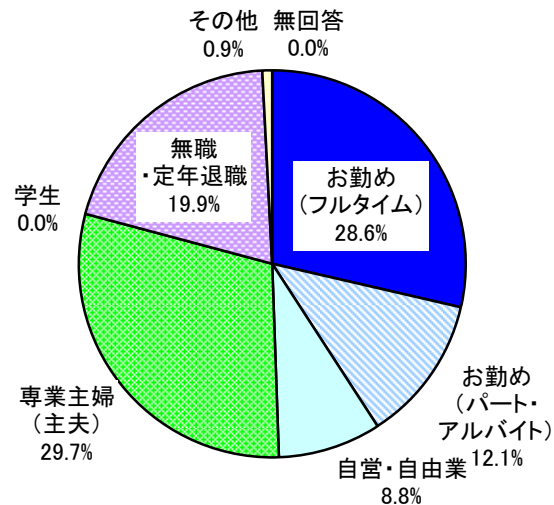
(N=3927/WN=3927)



平均: 61.1歳

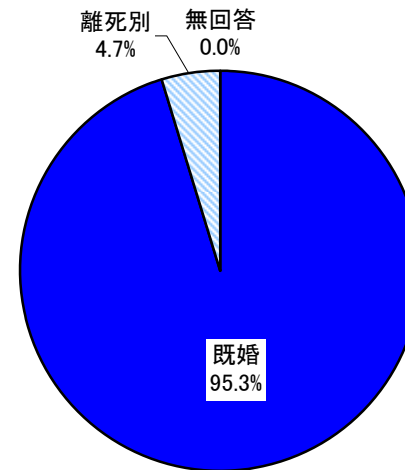
## F3.職業

(N=3927/WN=3927)



## F4.未既婚

(N=3927/WN=3927)



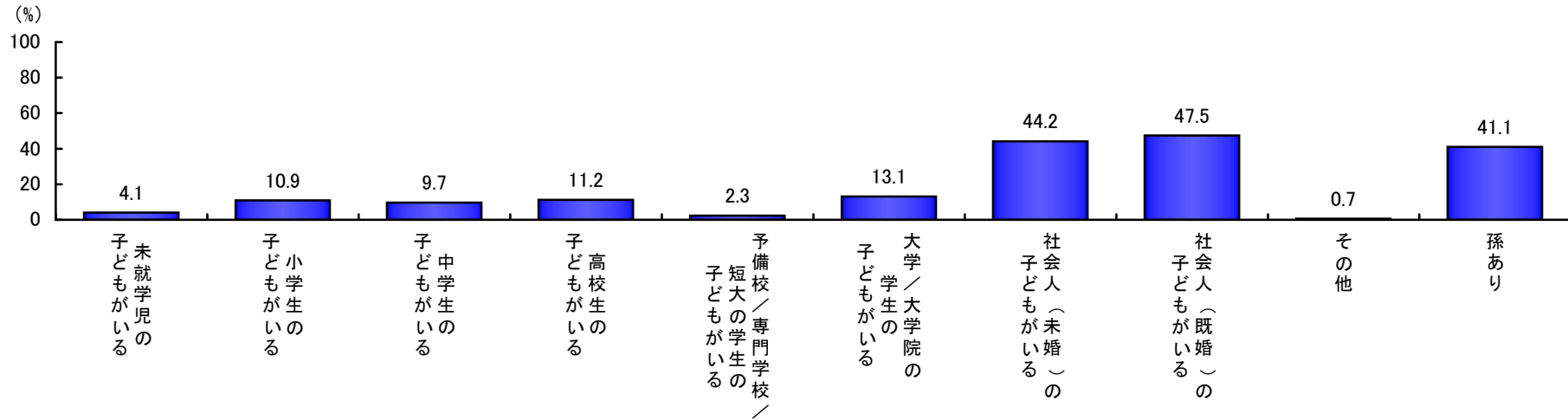
※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり)

## 回答者プロフィール②

F5.あなたにお子さまはいらっしゃいますか。いらっしゃる方は次のどちらにあてはまりますか。複数お子さまがいらっしゃる方はすべてお答えください。(いくつでも)

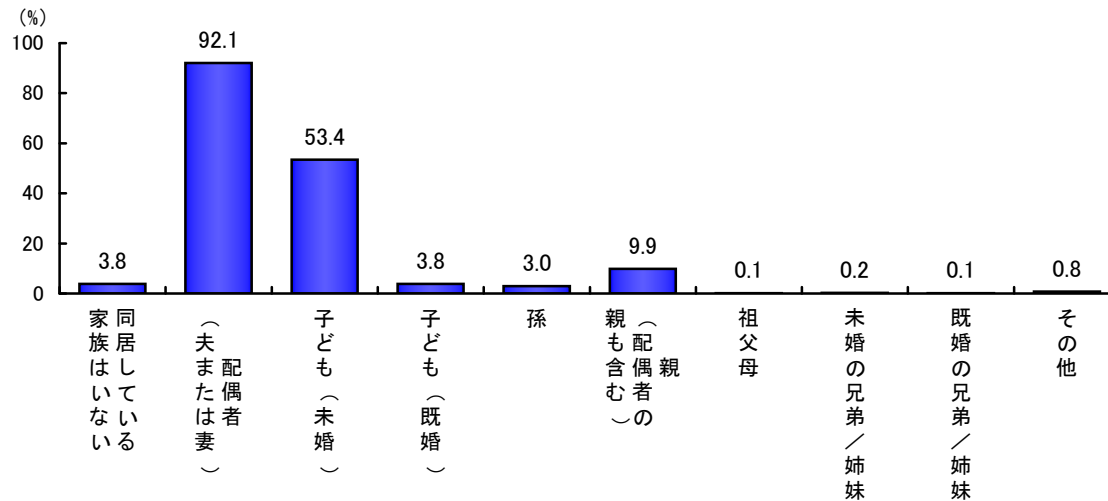
F6.あなたにお孫さまはいらっしゃいますか。(ひとつだけ)

全体(N=3927/WN=3927)



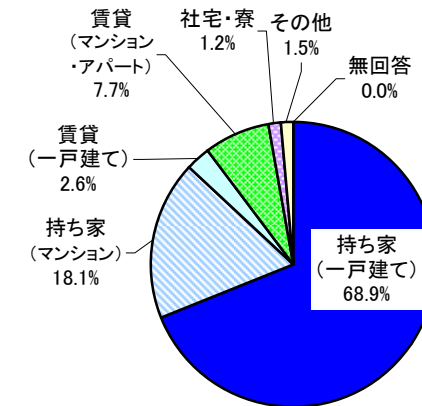
F7.あなたと同居しているご家族をこの中からすべてお答えください。  
なお、ご回答はあなたからみた続柄でお答えください。(いくつでも)

全体(N=3927/WN=3927)



F11.あなたの現在のお住まいは、次のどれにあてはまりますか。  
(ひとつだけ)

全体(N=3927/WN=3927)

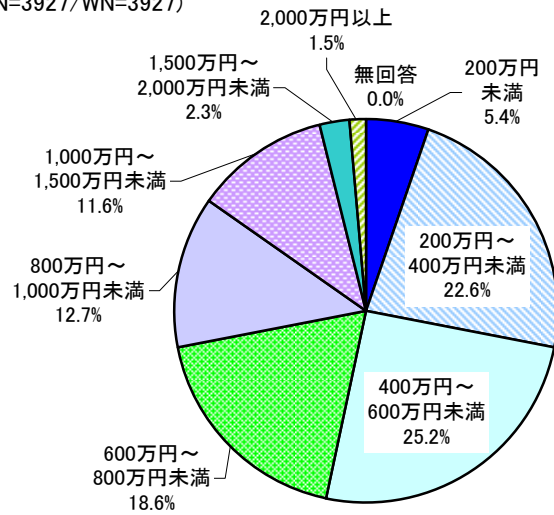


※回答者数は（ウェイトなし/ウェイトあり）

## 回答者プロフィール③

### F8.世帯年収

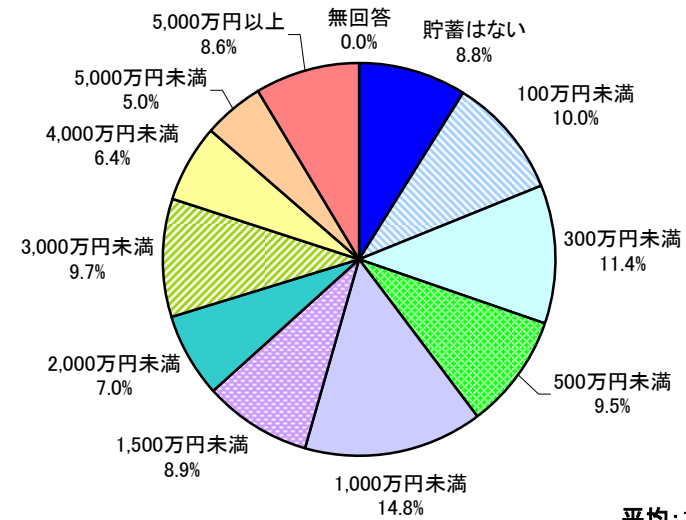
全体(N=3927/WN=3927)



平均:675.6万円

### F9.世帯貯蓄・投資残高

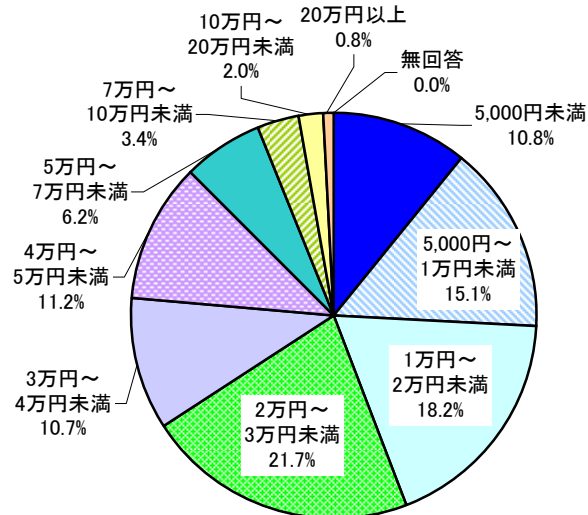
全体(N=3927/WN=3927)



平均:1807.8万円

### F10.1ヶ月に使えるお金

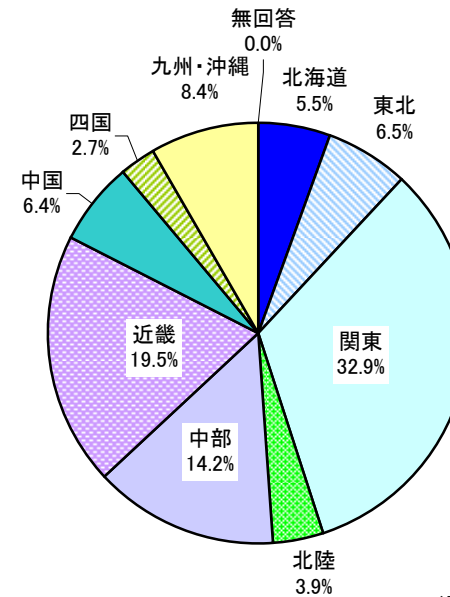
全体(N=3927/WN=3927)



平均:3.0万円

### F12.居住地域

全体(N=3927/WN=3927)



※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり)

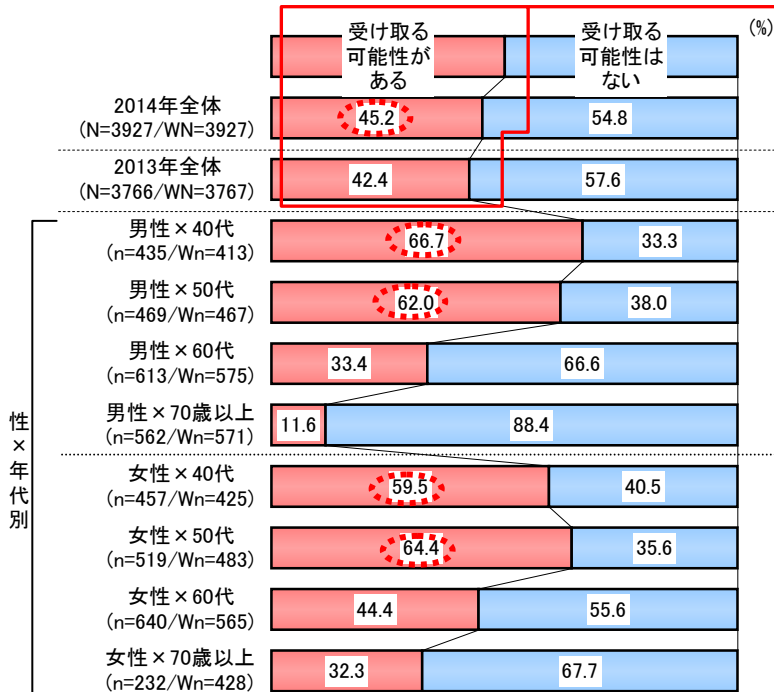
## 調査結果サマリー

# 調査結果サマリー①

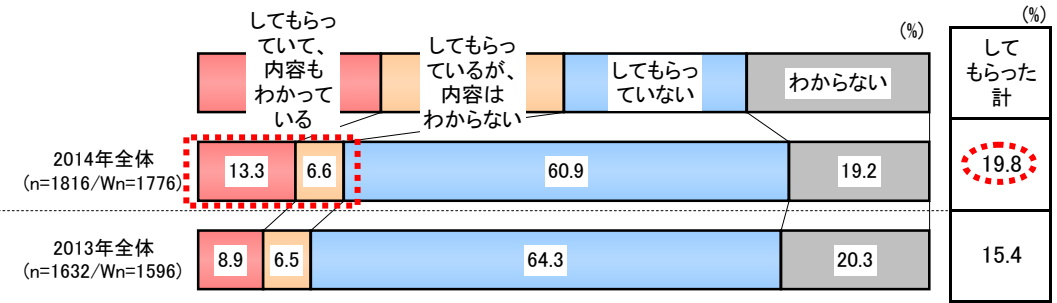
相続財産を受け取る立場としての意識と行動

- ・相続財産を「受け取る可能性がある」人は全体の45%と半数近い。男女ともに40代、50代では「受け取る可能性がある」人の割合は6~7割と高い。
- ・「受け取る可能性がある」人で、対策を「してもらっている」人は2割。
- ・具体的な相続対策は「生前贈与」が6割強で最多。「生保活用」「遺言書作成」も4分の1の人が「してもらっている」と回答。
- ・「受け取る可能性がある」人の半数は対策の必要性を感じている。
- ・「必要性を感じている」人の約4割が、必要な対策として「遺言書作成」をあげており、具体的な対策として遺言書を作成してもらっている人の割合(26%)と比較して高い。
- ・同様に、必要な対策として「納税資金確保」をあげている人は26%に対し、具体的な対策として納税資金を確保してもらっている人は1割に満たない。

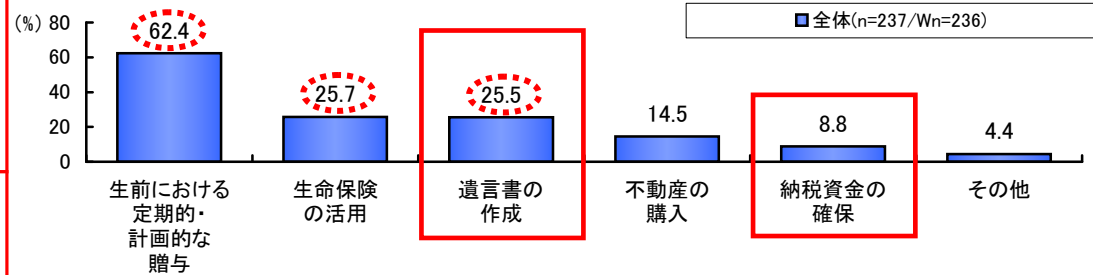
## ＜今後、相続財産を受け取る可能性＞



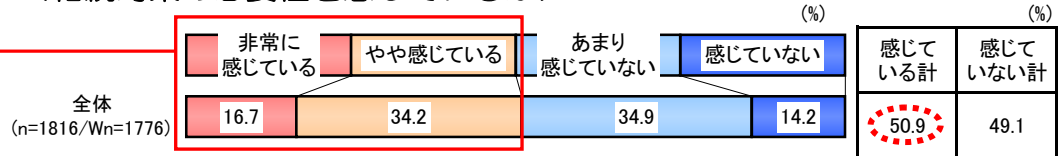
## ＜相続対策実施の有無＞



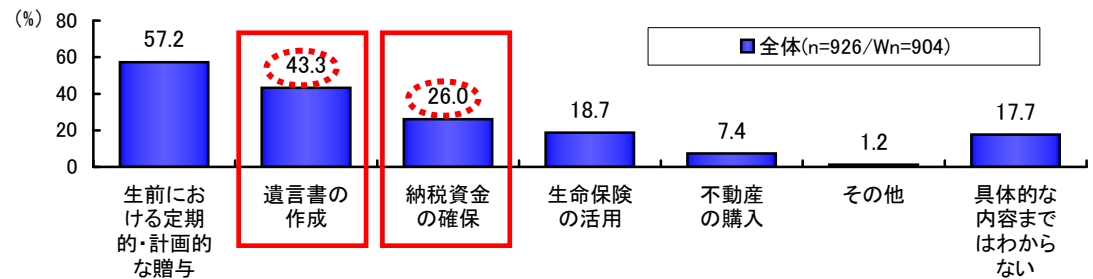
## ＜具体的な相続対策＞



## ＜相続対策の必要性を感じているか＞



## ＜必要と感じている相続対策＞

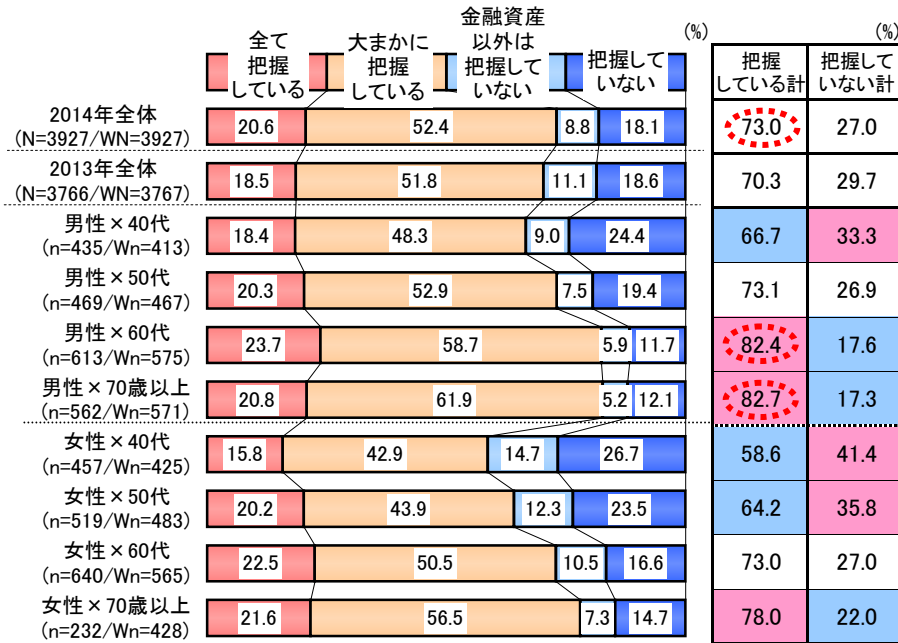


※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり)

# 調査結果サマリー②

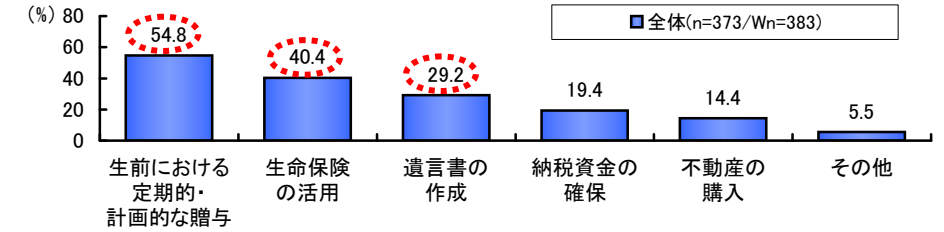
相続財産を残す立場としての意識と行動

## <自己財産の内訳と価額を把握しているか>

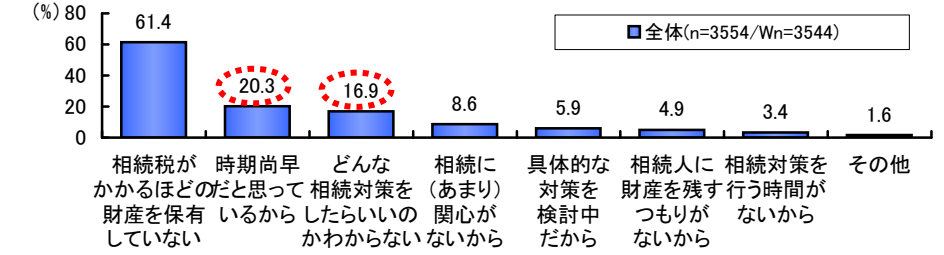


- ・相続財産を残す立場として自己財産の内訳と価額を「把握している」人は全体の7割。高齢層ほど把握層が増え、特に男性60代以上の把握率は8割を超える。
- ・対策を「している」人は全体の1割。「生前贈与」「生命保険」「遺言書作成」が上位。
- ・相続対策を「していない」人も3割以上が対策の必要性を感じている。必要性を感じている人の4割が「遺言書の作成」を対策として必要と感じている。

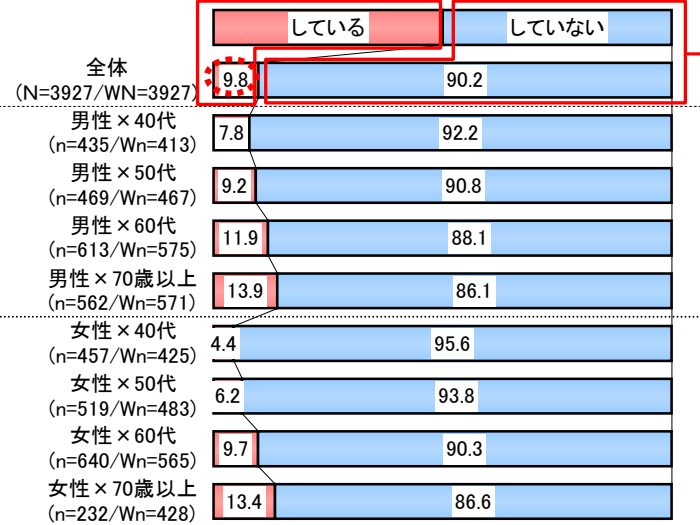
## <具体的な相続対策>



## <相続対策をしていない理由>



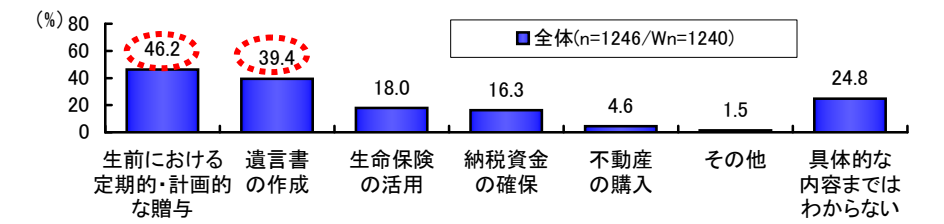
## <相続対策実施の有無>



## <相続対策の必要性を感じているか>



## <必要と感じている相続対策>

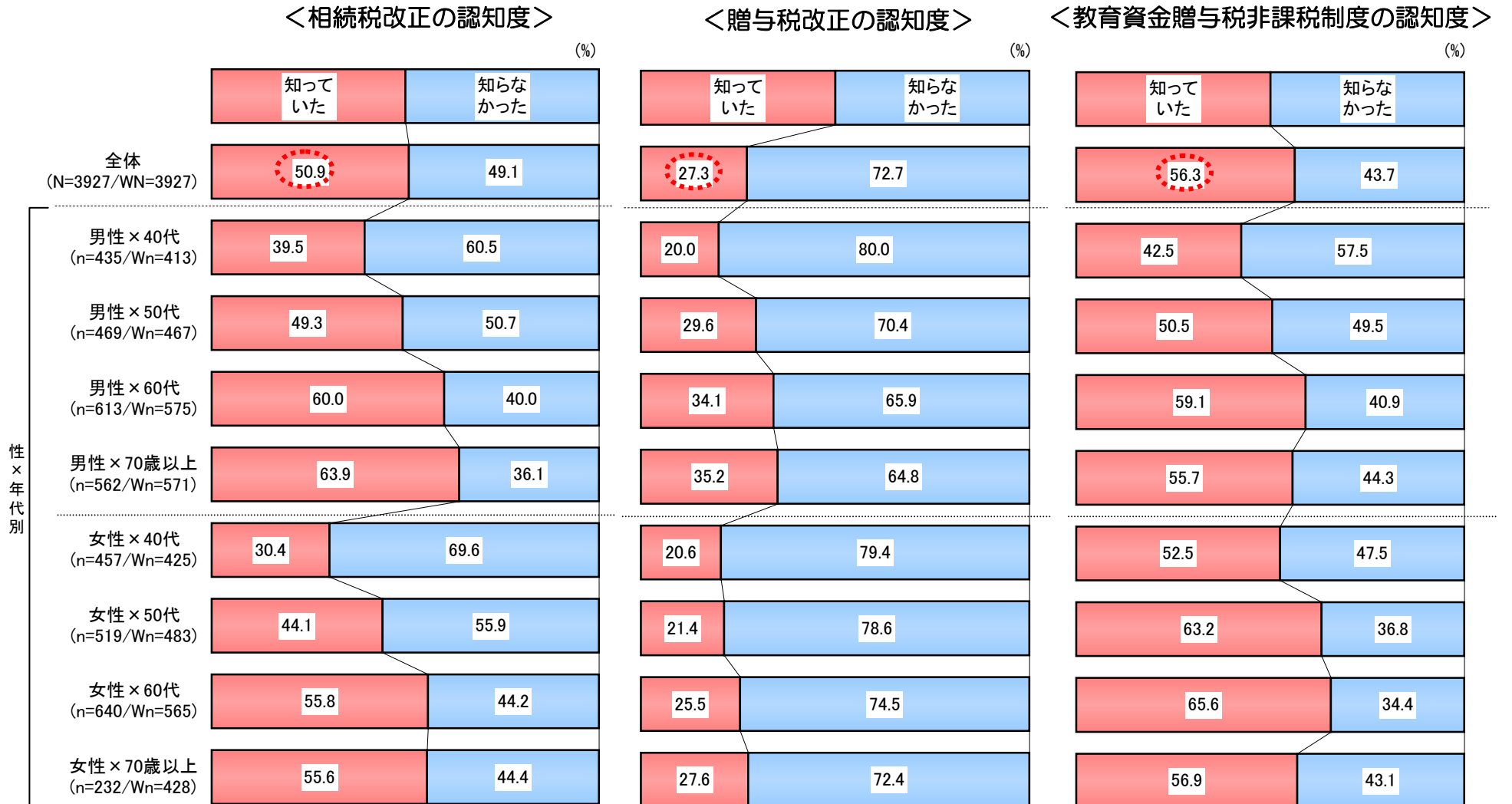


※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり) ※ 赤は全体値+5p以上、青は全体値-5p以上

# 調査結果サマリー③

- ・「相続税改正」の認知度が5割に対し、「贈与税改正」の認知度は3割を下回る。  
「教育資金贈与税非課税制度」は認知度が最も高く、56%に達する。
- ・いずれも年代が高くなるほど認知度が高くなる傾向。「教育資金贈与税非課税制度」は女性の方が認知度が高い。

税制改正・非課税制度の認知度



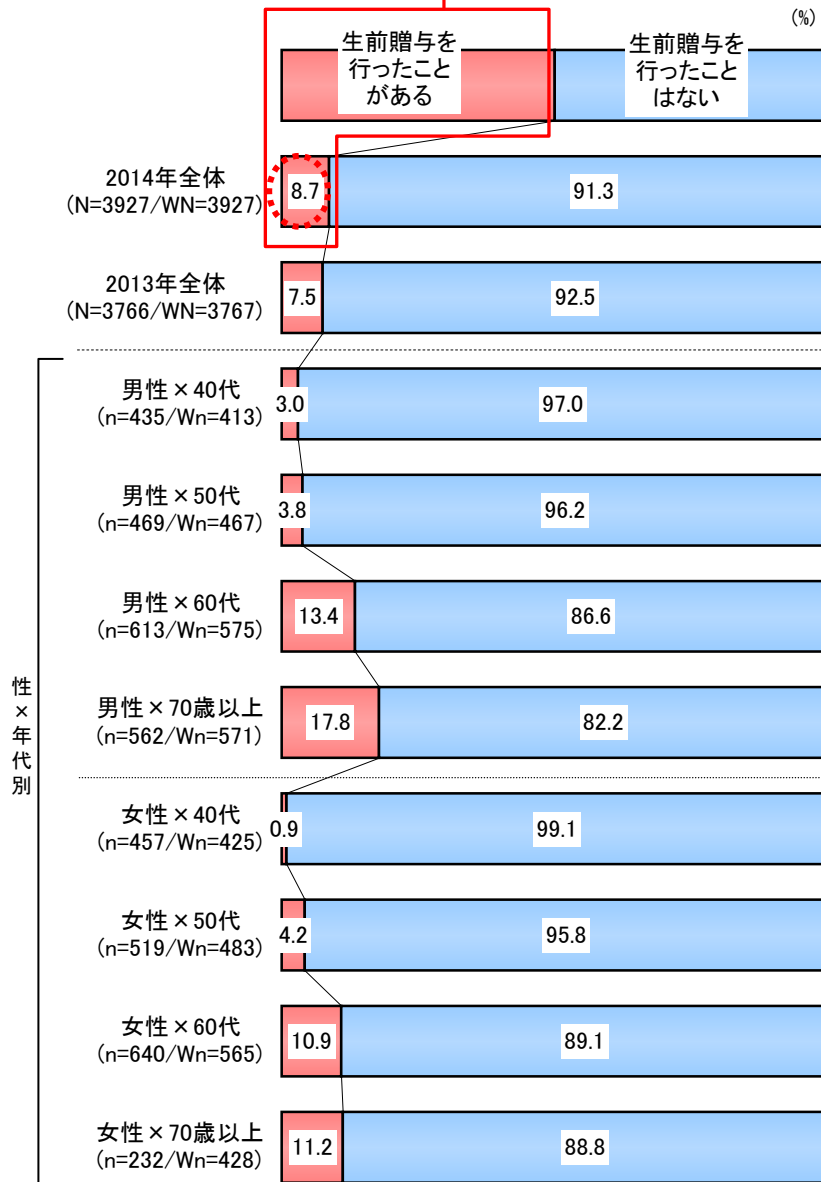
※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり)



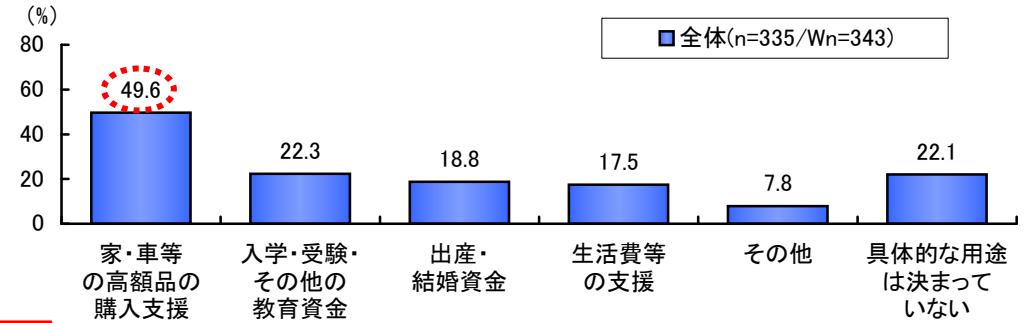
# 調査結果サマリー④

贈与をする立場としての意識と行動

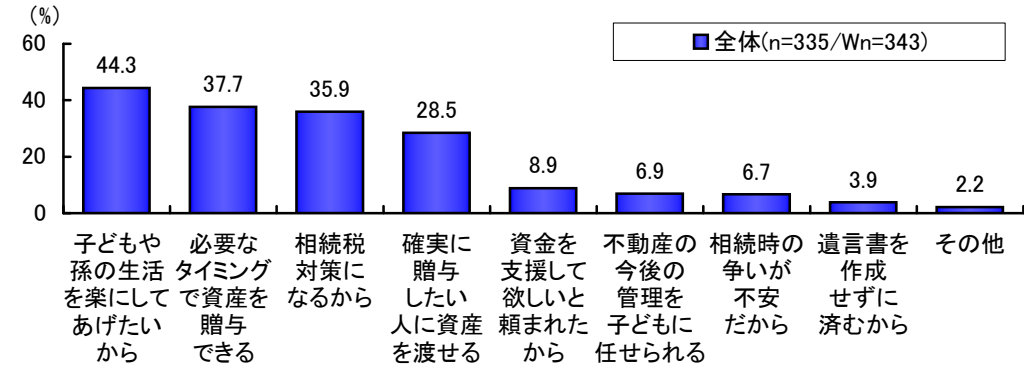
## <生前贈与の経験有無>



## <贈与資金の用途と目的>



## <生前贈与した理由>



・生前贈与について「行ったことがある」は全体の1割弱。  
 贈与資金の用途としては半数が「家・車等の高額品の購入支援」と回答。  
 「教育資金」「出産・結婚資金」もそれぞれ約2割。

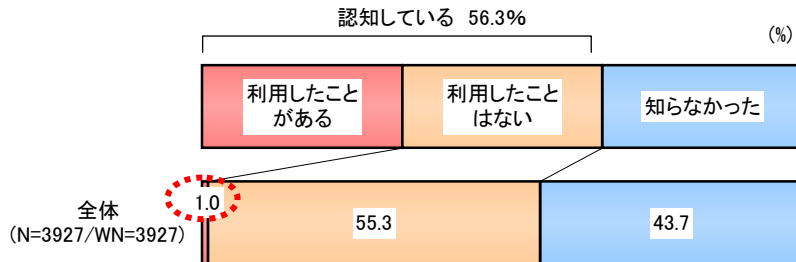
※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり)

# 調査結果サマリー⑤

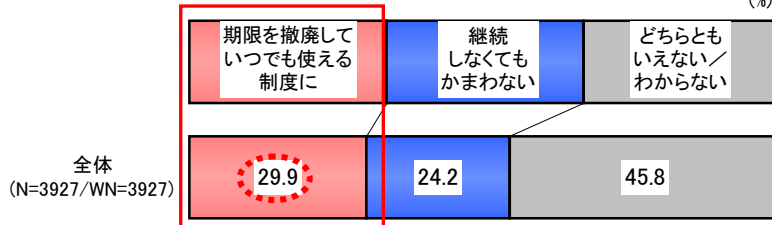
教育資金贈与税非課税制度に関する意識と行動

- ・教育資金贈与税非課税制度の認知度は5割を超える。
- ・利用経験者は全体の1%だが、今後の利用意向は、全体では4割台。40代では男女ともに約6割にのぼる。
- ・制度の期限について、「期限を撤廃していつでも使える制度にして欲しい」との回答が約3割。

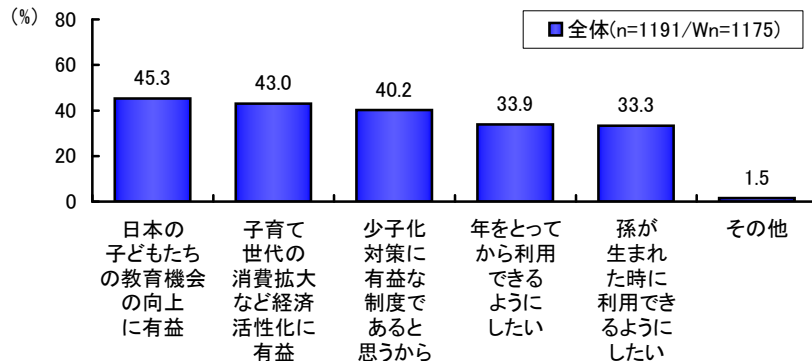
## <教育資金贈与税非課税制度の認知と利用実態>



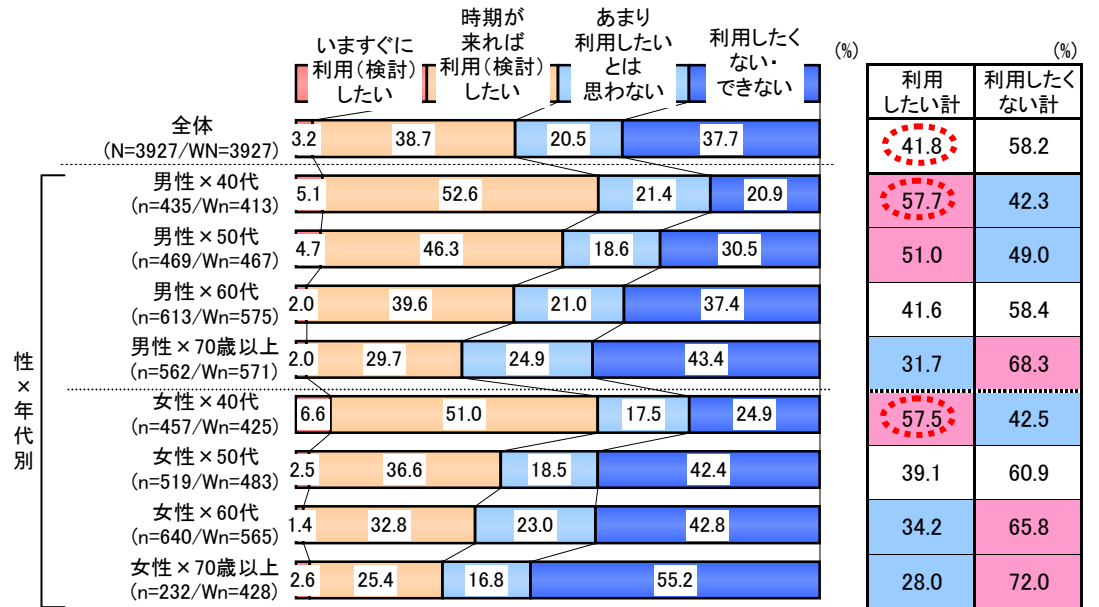
## <教育資金贈与税非課税制度の継続意向>



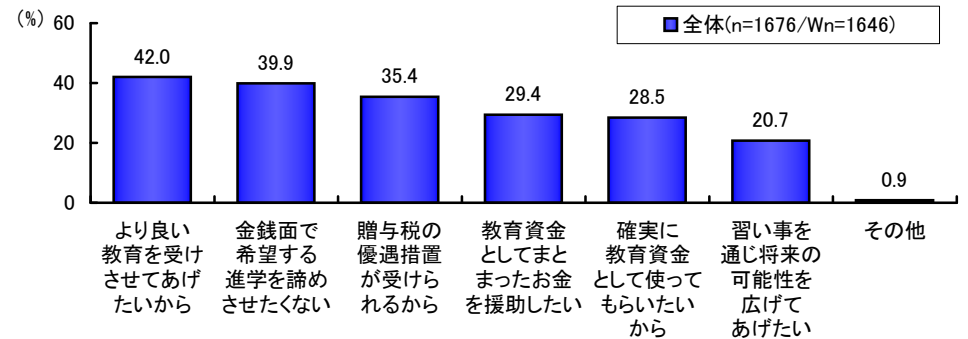
## <いつでも使える制度にして欲しい理由>



## <教育資金贈与税非課税制度の利用意向>



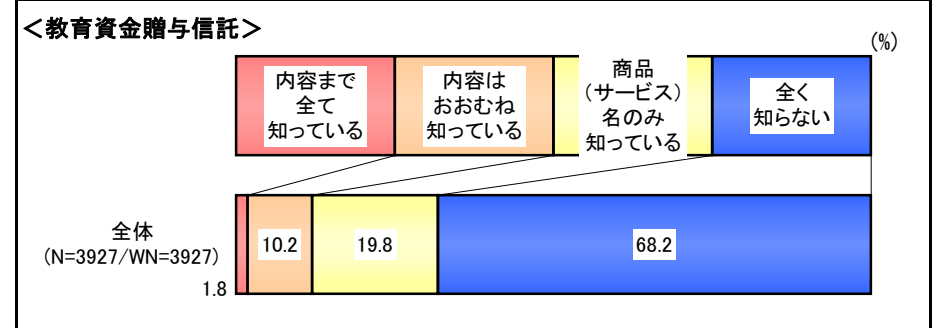
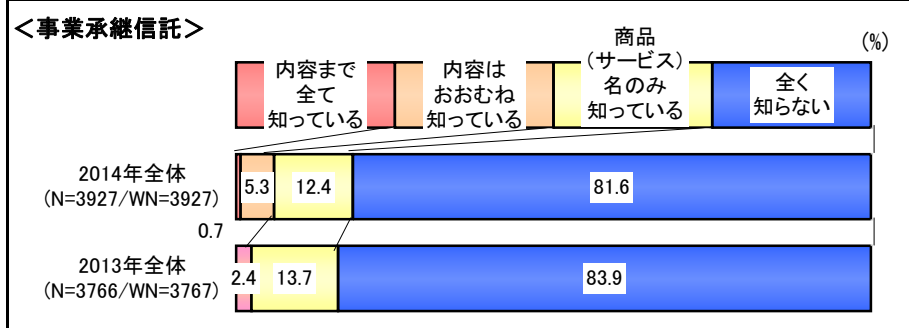
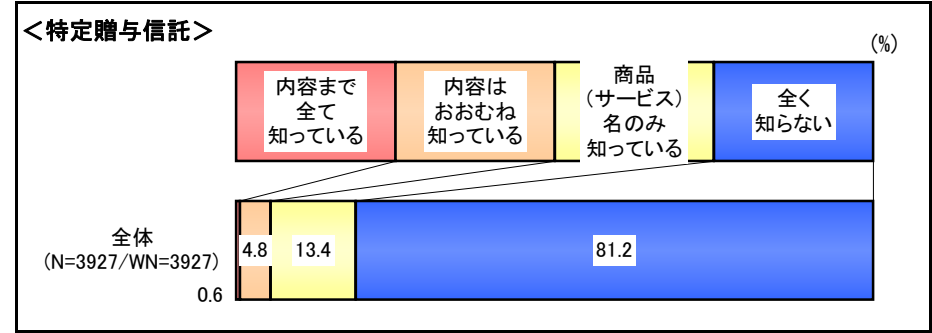
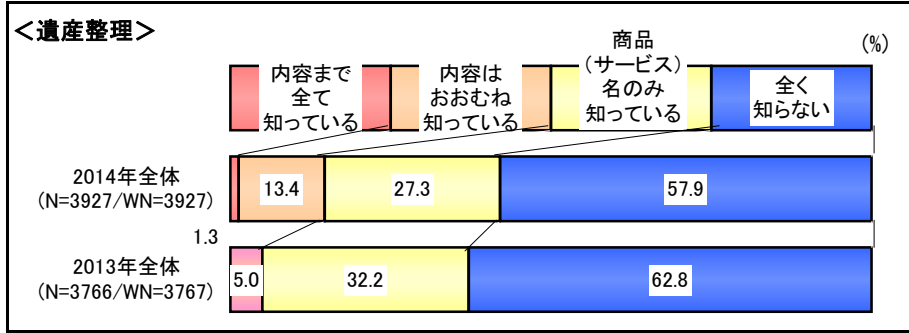
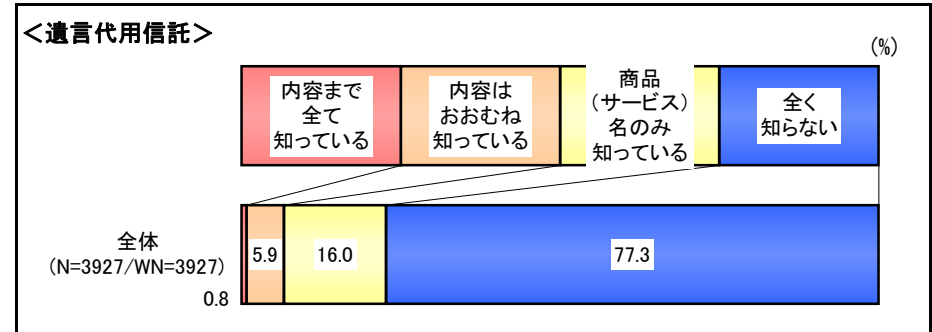
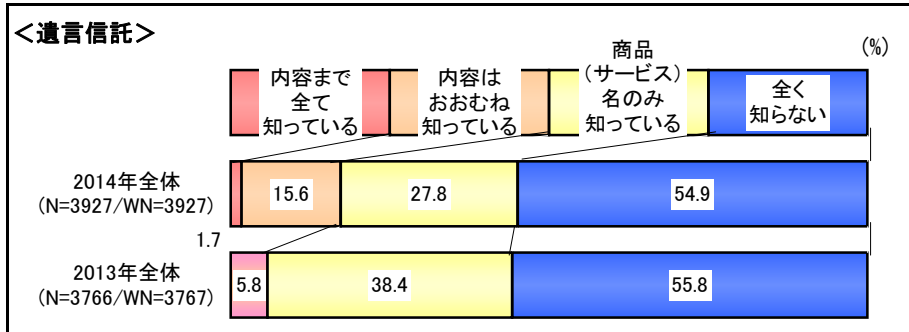
## <制度を利用した/利用したい理由>



※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり)

# 調査結果サマリー⑥

信託銀行提供のサービスの認知度



※回答者数は(ウェイトなし/ウェイトあり)

※2014年と2013年では選択肢に違いがあるため次のように対応している。(2014年⇔2013年)

「内容まで全て知っている」「内容はおおむね知っている」⇔「詳細を知っている」/「商品(サービス)名のみ知っている」⇔「名前を知っている」/「全く知らない」⇔「知らない」

・信託銀行提供のサービスについての認知度は、<遺言信託><遺産整理>では4割を超える。  
 <事業承継信託>や<遺言代用信託>、<特定贈与信託>の認知度は2割前後。